

不動産鑑定業者(国土交通大臣登録)の登録証明書の発行

手続名	不動産鑑定業者（2以上の都道府県に事務所を設けている場合に限る）の登録証明書の発行		
手続根拠	なし		
手続対象者	国土交通大臣登録の不動産鑑定業者で登録証明書を必要とする者		
提出期限	登録証明書を必要とするとき随時		
提出方法	願書を下記の提出先の窓口に提出してください。		
手数料	なし		
添付書類	所要の切手を貼った返信用封筒を同封してください。		
部数	正1部に必要となる部数を加えた部数を提出してください。		
申請書様式	不動産鑑定業者登録証明願		
記載要領・記載例	<p>・願書の宛先名は、下記「提出先等」に示す地方整備局等の不動産鑑定事務担当部課の長となりますので右欄（宛先名及び証明者）の該当する宛先名を記載し、様式証明者欄の証明者についても同様に記載してください。</p>		
提出先等	下表の左欄に示す主たる事務所のある都道府県を管轄する中欄の地方整備局等の不動産鑑定業担当課に提出してください。なお、郵送等の場合、宛先の担当部課名及び「不動産鑑定業担当（登録証明）」を正確に記載してください。		
	主たる事務所のある都道府県名	郵送等提出先	
	北海道	〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目 第1合同庁舎 北海道開発局 事業振興部 建設産業課 『不動産鑑定(登録証明願)』担当	国土交通省北海道開発局 事業振興部長 Tel:011-709-2311
	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県及び福島県	〒980-8602 仙台市青葉区二日町9-15 東北地方整備局 建政部 計画・建設産業課 『不動産鑑定(登録証明願)』担当	国土交通省東北地方整備局 建政部 計画・建設産業課長 Tel:022-225-2171
	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、山梨県 及び長野県	〒330-9724 さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 関東地方整備局 建政部 建設産業第二課 『不動産鑑定(登録証明願)』担当	国土交通省関東地方整備局 建政部 建設産業第二課長 Tel:048-601-3151
	新潟県、富山県及び石川県	〒950-8801 新潟市中央区美咲町1-1-1 北陸地方整備局 建政部 計画・建設産業課 『不動産鑑定(登録証明願)』担当	国土交通省北陸地方整備局 建政部 計画・建設産業課長 Tel:025-280-8880
	岐阜県、静岡県、愛知県 及び三重県	〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1 合庁2号館 中部地方整備局 建政部 建設産業課 『不動産鑑定(登録証明願)』担当	国土交通省中部地方整備局 建政部 建設産業課長 Tel:052-953-8119
	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県及び和歌山県	〒540-8586 大阪市中央区大手前1-5-44 合庁1号館 近畿地方整備局 建政部 建設産業第二課 『不動産鑑定(登録証明願)』担当	国土交通省近畿地方整備局 建政部 建設産業第二課長 Tel:06-6942-1141
	鳥取県、島根県、岡山県、広島県 及び山口県	〒730-0013 広島市中区八丁堀2-15 中国地方整備局 建政部 計画・建設産業課 『不動産鑑定(登録証明願)』担当	国土交通省中国地方整備局 建政部 計画・建設産業課長 Tel:082-221-9231
	徳島県、香川県、愛媛県 及び高知県	〒760-8554 高松市サンポート3-33 四国地方整備局 建政部 計画・建設産業課 『不動産鑑定(登録証明願)』担当	国土交通省四国地方整備局 建政部 計画・建設産業課長 Tel:087-851-8061
	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県及び鹿児島県	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 第2合庁 九州地方整備局 建政部 建設産業課 『不動産鑑定(登録証明願)』担当	国土交通省九州地方整備局 建政部 建設産業課長 Tel:092-471-6331
	沖縄県	〒900-0006 那覇市おもろ町2-1-1 第2合庁2号館 沖縄総合事務局 開発建設部 建設産業・地方整備課 『不動産鑑定(登録証明願)』担当	内閣府 沖縄総合事務局 開発建設部長 Tel:098-866-0031
受付期間	<p>・郵送等で受け付けます。 ・持参する場合は上記の提出先の窓口にお問い合わせ下さい。なお、持参されても即時発行はできません。</p>		
相談窓口	上記の提出先等の地方整備局等の不動産鑑定事務担当課、または国土交通省土地・建設産業局地価調査課鑑定評価指導室		
審査基準	なし		
標準処理期間	1週間		
不服申立方法	なし		